

外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道に

一人ひとりの**適正な雇用**が北海道の**信頼**につながります

■ 外国人労働者「虐待」報道から考える

- 令和8年8月、**後志管内の農業法人で働く特定技能外国人**（ミャンマー出身の男女6名）が、**日常的に暴言・暴行やセクハラを受けていた**として、関係者を刑事告訴したとの報道がありました。
- 報道・SNS等を通じて、「北海道は外国人が安心して働ける地域なのか？」という印象が広がってしまい、**特定の地域や産業分野だけでなく、北海道全体の人材確保等に影響を及ぼす可能性**もあります。
- 外国人の雇用に関わる一人ひとりが、法令やルールを理解・遵守し、**単なる労働力ではなく、共に地域の産業や暮らしを支える仲間（パートナー）**として迎え入れ、誰もが安心・安全に働ける環境づくりを進めることが重要です。

■ 外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

- 出入国管理関係法令や労働関係法令を遵守**するとともに、**外国人労働者の人権に配慮**し、より良い就労・生活環境の整備に努めましょう。

1 労働時間、業務内容、給料の仕組みなどをあらかじめ丁寧に説明する

- ✓ 控除の額や手取りの額を示すなど、本人が具体的な金額を理解できる方法で説明するよう心がけましょう。
- ✓ 雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意しましょう。

2 パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにする

- ✓ 業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言、大声での威圧的な叱責等）、暴行（例：殴打、足蹴り、物で叩く等）といった行為は許されません。

3 異文化への理解を深め、お互いを尊重し、誤解が生じないようにする

- ✓ 業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意しましょう（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機の活用も有効です。）。

（リーフレット「外国人を雇用する事業主の皆様へ」（出入国在留管理庁）に基づき北海道作成）

※ 本リーフレットは、特定の個別事案の事実関係を判断・認定するものではありません。各種法令・制度の内容は、最新情報をご確認ください。